

## 再意見書

平成 21 年 9 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009 年度)の再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【総論】

これまで過去 3 年間の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)において、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT東西」という。)は、「従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っている」との主張を繰り返すとともに、合理的な根拠を示さないまま現行規制の廃止や緩和を求めています。

これに対し、競争事業者は、現行ルールにおける多数の問題事例を提示するだけでなく、その問題事例の原因を分析することによって、現行ルールの実効性についても問題提起を行い、公正な競争環境を実現するための規制対象の拡大や規制内容の強化を要求しており、議論は平行線を辿っている状況にあります。

こうした実質的に噛み合わない議論が繰り返されている中、総務省殿もまた現行ルールの遵守状況の検証を形式的に繰り返しているように見受けられ、競争事業者が切望している公正な競争の実現を阻害する問題事例の抜本的な解決に向けた検討には未だ至っていません。

その結果、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占化の進展等に見られるように、電気通信市場の競争環境は悪化の一途を辿っており、この状況をもたらしている問題事例をそのまま放置しておく、後戻りができない状態にまで競争環境を衰退させてしまうことは疑いの余地がありません。

従って、総務省殿は、競争事業者から過去 3 年間に渡り数多くの問題事例が提示されるとともに、前述の通り、公正な競争環境を実現するための切実な要望が出されていることを踏まえ、現行法規制の充足性・有効性の検証や新たな規制の必要性について、議論を深める場を速やかに設けるべきです。

尚、この議論は、2010 年に議論されることとなっている NTT 組織の見直し議論とも密接に関係するものであることから、NTT 組織の見直し議論と不可分一体なものとして実施する必要があると考えます。

以上を踏まえた上で、次項より、各論点における弊社共意見を述べさせていただきます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.11～12)】</p> <p>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.6)】</p> <p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <p>・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。</p>	<p>【第一種指定電気通信設備に関する検証、指定要件に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西殿より、例年同様、第一種指定電気通信設備の指定要件見直しを求める意見が出されていますが、競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)に対する弊社共意見書(以下、「弊社共意見書」という。)(2009年7月31日)でも述べたとおり、当該設備に関し、特段の環境の変化は認められないことから、見直しに関する議論には及ばないものと考えます。</li> <li>・ 従って、第一種指定電気通信設備の指定要件については、これまでどおり、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考えを継続することが当然です。</li> <li>・ なお、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備の指定の解除については、原則として、NTT東西殿のアクセス分離が実現することで初めて解決可能な問題であることから、本制度において毎年度繰り返されるNTT東西殿からの規制緩和要請等に基づく検証といった非効率なプロセスではなく、NTT組織の見直し議論の早急な実施により、解決を図るべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.2)】</p> <p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話】</p> <p>当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の IP 通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.2)】</p> <p>【次世代ネットワーク、地域 IP 網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の次世代ネットワーク、地域 IP 網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</li> </ul>	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西殿は、他事業者はNTT東西殿と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)をはじめとするIP通信網にボトルネック性はないことを主張しています。しかしながら、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」等でも述べられている以下の理由により、NTT-NGN、地域IP網及びひかり電話網(光IP電話用ルータ)への接続が競争事業者にとって事業展開上不可欠となっていることから、ボトルネック性喪失を挙証しているとは言えず、引き続き、第一種指定電気通信設備への指定を継続する必要があります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT-NGNは、シェア70%を超えるFTTHサービスやひかり電話に利用されるネットワークであること</li> <li>- 地域IP網は、当面NTT-NGNと並存する中で、ネットワークとしての重要性が低くなるとは直ちに判断できないこと</li> <li>- ひかり電話網は、0ABJ-IP電話市場が拡大傾向にある中で、引き続きNTT東西殿は70%超のシェアを維持しており、固定電話事業者や携帯電話事業者がひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること</li> <li>- いずれの網においても、NTT東西殿のFTTHユーザはそれぞれ</li> </ul> </li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>れの網の収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないこと</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.8)】 【加入者光ファイバの非指定設備化】</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.4)】 【加入光ファイバ及び FTTH サービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <p>・したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p>	<p>【加入者光ファイバの指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度検証における総務省殿の考え方において、「現時点でも、NTT 東西は、現在においても電柱や管路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の 9 割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT 東西の光ファイバを利用することが欠かせないという状況に変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当」とされており、本年度においても状況に特段の変化がないことから、加入者光ファイバについて指定を解除する理由は全くないものと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本	<p>【NTT 東日本(P.6)】</p> <p>【イーサネットサービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>【イーサネットサービス等のデータ通信網の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イーサネットサービス等のデータ通信網については、現時点において、専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられる設備と変わりません。また、イーサネットスイッチはネットワークの一部であり、これを他事業者が調達し、同等のデータ通信網を自前構築することでサービス提供をしていることのみをもって、直ちに NTT 東西殿の設備にボトルネック性がないとは判断できず、NTT-NGN が、ボトルネック設備である固定系加入者回線と一体として構築されていることを踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網についても、ボトルネック性があると判断されるのが当然です。従って、当該ネットワークに関しては、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが必要です。</li> </ul>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.7)】</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータや OLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.3)】</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ、WDM 装置、イーサネットスイッチ等の局内装置類については、</li> </ul>	<p>【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度検証における総務省殿の考え方において示されているとおり、局内装置及び局内光ファイバについては、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当でない」と考えます。</li> <li>また、局内光ファイバについて、NTT 東西殿は「85%が他事業者による自前敷設となっている」とし、自前敷設の割合が高いことを指摘して第一種指定電気通信設備の対象とするのは適当でない」と主張</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p>	<p>していますが、この点については、昨年度検証における総務省殿の考え方において、「接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合のものであることを踏まえる必要がある」と示されていることから、局内装置類及び局内光ファイバについては、引き続き第一種指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。</p>
NTT 東日本	<p>【NTT 東日本(P.10)】</p> <p>【WDM 装置】</p> <p>WDM 装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社の WDM 装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>【WDM 装置の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>WDM装置については、NTT東西殿が主張するような他事業者自身での調達が可能であることのみをもって、ボトルネック性喪失を挙証したとは言えず、さらには、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申(案)(2009年8月6日、情報通信審議会)」においても、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件等の貸出ルールの整備を行うことが適当」として、波長単位の貸し出しに言及しているところでもあるため、引き続き第一種指定電気通信設備として指定されるべきと考えます。</li> </ul>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.13)】</p> <p>【NGN 等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN 等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>【アンバンドル機能の対象に関する検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西殿は、他事業者による利用実績や実需がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべきとして、NTT-NGN 等に係る機能について、アンバンドルの対象からの除外を主張していますが、アンバンドルの基本的な考え方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【NTT 西日本(P.7～10)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の次世代ネットワーク、地域 IP 網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在に至るまで8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</li> <li>・中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</li> </ul>	<p>審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」との原則が示されているとおりであり、接続事業者が要望した時点で接続可能な状態としておくことが NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間の同等性の確保につながるため、現時点において接続要望がないことをもってアンバンドルの対象外とすることは全くもって認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、ひかり電話の関門交換機接続ルーティング機能については、本機能が、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について（2008年3月27日、情報通信審議会答申）」において「ひかり電話網は、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要」と整理され、第一種指定電気通信設備として指定されたばかりであること、並びにその加入契約数を引き続き増加させていること等から、アンバンドル機能から除外する理由は全くもって存在しないものと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【IP 電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、当該機能をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、総務省殿において、全ての事業者の接続料を対象に、その適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けて頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光信号伝送装置(OLT)は平成 13 年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成 14 年より、当社が接続料を設定していたものの、平成 13・14 年から現在に至るまで7・8年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</li> </ul>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>【NTT 東日本(P.15)】</p> <p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えており、昨年度の検証に基づく要請事項は、2007 年度と同様、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えています。</p>	<p>【禁止行為規制の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの本制度の検証過程において、NTT 東西殿は、法令及び各種ガイドライン等を遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じないとしていますが、法令等を遵守するために講じている措置に係る情報開示が不十分であるため、競争事業者側ではその実態を確認することは不可能です。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【NTT 西日本(P.12)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合等には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。</li> <li>・禁止行為規制等に関する検証に関しては、昨年度においても、他事業者から提出された意見は、根拠不十分なものや単なる推測に基づいており、とりわけ所要の措置を要請する事項に係る事例については、具体的な公正競争上の問題はないと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で、弊社共意見書(2009年7月31日)でも指摘しているとおり、116におけるフレッツサービスの勧誘等、禁止行為規制に照らして問題と思われる事例が依然として存在しており、総務省殿においては、NTT 東西殿が講じている具体的措置の内容を報告・開示させることにより、競争事業者が検証を可能とする環境を早急に構築すべきと考えます。</li> <li>・加えて、公正競争上の問題が多数存在する中で、現行の法規制に依拠した指導等のみでは、各種問題の解決には程遠いと考えられるため、現行の法規制の対象外である NTT 東西殿の子会社等についても、法改正等により規制の適用対象とするといった厳正な運用を実施する必要があると考えます。</li> </ul>
<p>KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」という。)</p>	<p>【KDDI(P.4)】</p> <p>■NTT東・西の 116 窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度においても、未だ 116 窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動等の複数の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況です。</li> <li>・2008 年度の検証結果に基づく総務省からの措置に対し、NTT 東・西は、「東西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラ</li> </ul>	<p>【116におけるフレッツ勧誘】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度検証の意見において、NTT 東西殿は、「当社の「116」におけるフレッツ光の対応については、(中略)お客様のご要望にお応えして実施しているもの」と述べられていますが、弊社共 ADSL サービスの利用者からの申告によれば、116 窓口に戻線移転手続きのみを目的に電話したにも関わらず、一方的に NTT 東西殿のフレッツ光サービスの案内をされるといった事例が依然として存在しており、事態は改善されていません。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>イン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するため、会議や文書により、各支店及び県域等子会社に対して、116 番への加入電話等の移転申込みを行う加入者に対し、問い合わせが無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行わないよう周知・徹底したとの報告を行っていますが、これまでのNTT東西による対応が真に適切であったか改めて踏み込んだ検証を行うべきと考えます。もし、適切な対応を行ったにも関わらず、営業面でのファイアーウォールが機能していないのであれば、問題は窓口の所在地及び対応者が同一という現在の組織そのものにあると考えられるため、物理的に分離する等の抜本的措置が講じられるべきです。また、英国の BT のアクセス部門を監査する EAB※のような組織を使った第三者による内部調査も、客観的に検証する仕組みとして参考になると考えます。</p> <p>※EAB(Equality of Access Board)</p> <p>BT のアクセス部門である Openreach が BT 社内のリテール部門と競争事業者とを公平に扱っているかどうかを監査する組織。EAB は 5 名で構成(BT 社内から非常勤取締役 1 名、上級管理職 1 名、社外から 3 名)されており、さらに EAB の活動を、BT 組織内の EAO(Equality of AccessOffice; アクセス同等待務局)が補佐(EAB に代わって内部調査し、EAB に報告)している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)にて述べたとおり、本件については、弊社からの具体的挙証に基づく指摘事項であり、且つ昨年度の指導事項であることも踏まえ、NTT 東西殿は十分な説明責任を果たす必要があると考えます。仮に、今回の再意見募集において、NTT 東西殿が昨年と同様の主張を行うのであれば、虚偽の報告を行っていると思われるを得えません。</li> <li>・ このように、競争事業者と NTT 東西殿の主張が噛み合っていない状況で、総務省殿において十分な検証をせずに指導を行ったとしても、昨年度のような実効性の乏しい指導内容にとどまる懸念があることから、本年度の検証においては、電気通信事業法(以下、「事業法」という。)第 166 条(報告及び検査)の規定の活用等による総務省殿の積極的な調査や、KDDI 殿の意見にある第三者機関による内部調査の実施等、厳密な検証を実施すべきです。</li> <li>・ その上で、当該事例が例年繰り返されている違反事例であることを踏まえ、指導後の違反事例について罰則を課す等、より実効性のある指導を行うと共に、116 窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置をあわせて実施すべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI	<p>【KDDI(P.5～6)】</p> <p>■ 県域等子会社とNTT東・西等の一体経営、県域等子会社等による NTT グループ各社サービスの一体営業</p> <p>・本年 7 月 23 日付の「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株)シード・プランニング)の結果によると、消費者の過半数が、「NTT 東日本ー東京南」、「NTT 西日本ー関西」といった NTT 東・西の県域等子会社(禁止行為等の規制の対象外)の会社名について、NTT 東日本や NTT 西日本の支社又は支店として認識しているとの結果が出ています。</p> <p>(中略)</p> <p>・また、NTT 東日本ー東京南のように、県域等子会社の代表取締役を NTT 東日本の常務取締役東京支店長役員が兼務するという事例が多く見受けられます。このように県域等子会社の役員を NTT 東・西本体の役員が兼務するという一体経営の下、県域等子会社は、NTT 東・西のフレッツ等のサービス販売をする一方、自らが 100%出資する携帯ショップによって NTT ドコモの携帯販売を行っています。このように、禁止行為等の規制がかからない県域等子会社を軸として、NTT 東・西とドコモサービスの一体営業が行われているのが実態です。(＊)</p> <p>(中略)</p> <p>・以上のように、全国レベルで展開されている NTT 東・西と県域等子会社の一体経営や、県域等子会社等を隠れ蓑にしたグル</p>	<p>【子会社を通じた脱法的な共同営業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域等子会社等を通じた一体営業の禁止や「NTT」ブランドの使用禁止等、実効性ある措置が講じられるべきという KDDI 殿の意見に賛同します。</li> <li>・ 本件に関して、これまで NTT 東西殿は現行ルールには直ちに違反していないと主張されていますが、そもそもその遵守しているというルール自体が公正競争確保に資するルールとなっておらず、ルール自体の見直しを行うべきとする各社主張と議論が噛み合っていないものと考えます。</li> <li>・ 総務省殿においては、NTT 東西殿が昨年度の再意見で主張したような現行法規制上の表面的な適否のみに着目した評価に止まらず、現行ルールそのものの実効性を適正に評価したうえでその見直しを行うべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、弊社共意見書(2009年7月31日)で示したように、NTT 東西殿に対し、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制を課す、若しくは県域等子会社にも NTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用する等、県域等子会社を通じた排他的な一体営業等を禁止する厳格な追加的ルールを定めるべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ーブ一体営業の実態に鑑みると、もはや公正競争上の問題が発生しないか等を引き続き注視するような状況ではなく、このような現行ルールを潜脱するような事例を抜本的に改善するため、例えば、県域等子会社等を通じた一体営業の禁止や「NTT」ブランドの使用禁止等、実効性ある措置が講じられるべきであると考えます。</p>	
KDDI	<p>【KDDI(P.6～7)】</p> <p>■ 県域等子会社、ドコモショップ、量販店・代理店における営業活動</p> <p>・ NTT 東・西は、県域等子会社や代理店等を通じた NTT 東・西、NTT ドコモ及び NTT コム等のサービスの一体営業について、県域等子会社によるドコモの携帯電話販売は県域等子会社の判断で実施している、また、県域等子会社・量販店・代理店等は NTT 東・西、NTT ドコモ及び NTT コム等と個別に代理店契約等を締結しているだけであり、フレッツと OCN/ドコモの一体割引等の営業活動は、代理店等が自らの営業戦略として実施している、旨の説明を行っていますが、これらの営業活動により、事実上、全国あまねく様々な販売店で NTT グループ各社サービスの一体営業が展開されているものと考えられます。それにもかかわらず、県域等子会社・量販店・代理店等によるこれらの営業活動は、現行の NTT グループに対する公正競争ルールでは直接禁止されるものではないという理由で、これまで</p>	<p>【県域等子会社、ドコモショップ、量販店・代理店における営業活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件については、これまで代理店等の独自の判断による施策であるとして、NTT 東西殿等に対し特段の指導等がなされていない状況ですが、たとえ代理店等の独自の施策であったとしても、NTT 東西殿が禁止されている行為を行った場合と実質的に同等の効果を発揮するものであり、結果として公正競争上の問題を生じさせていることに相違はありません。</li> <li>・ これらの行為が放置されることで、市場における競争環境はさらに歪められることは間違いなく、このような状況を是正すべく、KDDI 殿提案のとおり、総務省殿は本件の背景について詳細な調査を行うとともに、NTT 東西殿に対し、自社において禁止されている行為と同等の行為を代理店等に行わせないよう、指導・監督義務を負わせるべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>十分に措置が講じられていません。</p> <p>・このような事態を許容すると、NTT グループ各社が個別に代理店契約を締結すればあらゆるグループ一体営業が事実上可能となるため、総務省は、全ての契約において営業情報に関するファイアーウォール等が担保されているか、NTT 東・西、ドコモからの受託業務間の内部相互補助が行われていないか等の、適正な運用がなされているかを検証できる情報を県域等子会社から収集し報告するよう、NTT 東・西に要請すべきです。また、NTT グループ各社と量販店・代理店等との間の運用についても、同様の措置を講じていただきたいと思います。</p>	
KDDI	<p>【KDDI(P.7～8)】</p> <p>■NTT ファイナンスによる NTT グループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>・毎月の請求料金からキャッシュバックを行う「おまとめキャッシュバックコース」では、従来の NTT 東・西、NTT コム、NTT ドコモに加えて、NTT-ME (WAKWAK)、ニフティやビッグローブのプロバイダー料金等も対象に追加されました。しかし、新たに対象となった事業者のうち、NTT-ME は NTT グループ会社であり、ニフティやビッグローブはフレッツサービスと提携するなど従前より NTT グループと深い関係にあります。現状でも、実質的に、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に変わりなく、事態は改善されていないものと</p>	<p>【NTT グループカードによるセット割引】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿の「おまとめキャッシュバックコース」の特典の提供方法については、本年度 NTT グループ以外の事業者も対象とする見直しを行うとしていましたが、KDDI 殿も指摘しているとおりの見直しの実態としては、NTT グループと関係の強い一部 ISP が対象事業者に加えられた点に注意が必要です。</li> <li>・ そもそも、競合会社の商号で自社商品を販売することは商慣行上考えられず、本事例のようなセット割引については、競争事業者の商品の取扱いを実質的に排除する行為と同等の効果を生ずる点を適切且つ客観的に評価すべきと考えます。</li> <li>・ 従って、総務省殿においては、グループ会社以外の商品を扱ってい</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>考えます。</p> <p>・なお、NTT グループは、持株会社が平成 21 年 3 月期決算短信において、「NTT シングルサインオン(仮称)」や「NTT ペイメント(仮称)」といったグループによる上位レイヤーサービス構想を公表するなど、NTT グループが全てを提供する形態を志向しており、今後、決済・認証等のプラットフォームビジネスを通じたグループ連携は一層強化される可能性があります。その際に、NTT 東・西を軸としたグループ連携により、NTT 東・西の加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され公正競争が阻害されることが懸念されます。このため、NTT 東・西の加入電話の顧客情報に関してグループ会社とのファイアーウォールを徹底し、問題を生じないように注視していくことが必要です。</p>	<p>るか否か等、取扱商品の表面的な分析にとどまることなく、結果として現に存在している実質、排他的といえる状況に着目した検証を行って頂くよう、改めて要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、現状の NTT グループの市場支配力や組織形態の実態を前提にすれば、前述のとおり、本事例のようなセット割引行為は、到底認められるものではありませんが、NTT グループが資本やブランドの分離を中心とした各種分離措置により、ボトルネック性やドミナンス性を完全に解消した場合であれば、このような行為も認められ、さらには弊社共のような競争事業者も、(分離後 NTT ブランドを使用しないという前提であれば)NTT ファイナンス殿に自社商品の取り扱いを依頼する可能性も生じて来るものと考えられ、そうした状況こそが公正競争環境と言えるものと考えます。</li> </ul>
-	-	<p><b>【特定関係事業者制度の形骸化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでも本制度においては、競争事業者から公正競争上の問題点が指摘されているところですが、禁止行為規制による対処のみでは解決策として不十分なことは明らかです。</li> <li>・ しかし、総務省殿は昨年度検証結果においても「禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものか否かの検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくが、一昨年の検証結果を変更する特段の事情は認められない」として、新たな特定関係事業者の指定は行わず、今後の検証において引き続き注視するとしてしました。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長年、このような状態が続いている結果、公正競争上の問題は放置されたまま、NTT のグループドミナンスがいかに発揮されることとなり、電気通信市場における競争環境は大きく後退しています。</li> <li>・ 公正競争の観点で、NTT 東西殿と特に強い関係性を有するグループ会社は人事面、取引面の規定を行うという特定関係事業者制度の趣旨を踏まえれば、総務省殿は早期に指定の拡大を行うべきであり、少なくとも、関係事業者がどのような状態となれば特定関係事業者としての指定を行うかという判断基準について、総務省殿は明確に示すべきと考えます。</li> </ul>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.16)】</p> <p>【移動体業務の分離時や NTT 再編成時に講じられた措置の見直し】</p> <p>電気通信市場においては、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現に NTT グループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供するのみならず、同一会社あるいは同一グループ内の固定電話－携帯電話相互間のみの通話を無料化するなど、市場環境・競争環境は移動体業務の分離時や NTT 再編成時から大きく変化しています。</p> <p>したがって、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境にそぐわなくなっているものについては、適宜見直していく必要があると考えます。</p>	<p>【公正競争要件における検証の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿は、市場環境の変化を理由に公正競争要件の撤廃も含めた見直しを主張していますが、ボトルネック性や支配的事業者によるグループドミナンスといった問題等が解決していない中では、現行規制の撤廃は全く認められるものではありません。</li> <li>・ むしろ、現在 NTT 東西殿に課せられている公正競争要件等の各種規制は、子会社や代理店等の活用による抜け道も多く、その役割・機能を十分に果たしていないと評価すべきであり、電気通信市場における公正競争環境を実現するためには、NTT 東西殿に対するさらなる規制強化を行う必要があると考えます。</li> <li>・ 例えば、弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)でも述べているように、「NTT」ブランドの優位性や NTT グループ内の人事交流、法人営業における排他的な共同営業行為等、本制度において競争事業者から</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【NTT 西日本(P.13)】</p> <p>【NTT グループに係る累次の公正競争要件の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信市場は、ドコモ分社や NTT 再編成(地域・長距離分離)時とその様相を一変させ、NTT グループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社で提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供しているところです。</li> <li>・また、競争事業者のお客様が、固定／移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれることとなります。</li> <li>・従って、NTTグループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。</li> </ul>	<p>意見されている問題の多くは未だ解決が図られていません。これら諸問題の解決のためにも具体的な規制措置等を講ずる必要があると考えます。</p>
<p>イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)</p>	<p>【イー・アクセス(P.13～15)】</p> <p>■NTT のブランドの優位性について</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT ブランドの優位性については、昨年度においても各社より公正競争確保の観点から、その効果の詳細な分析等を行うべきとの意見が出されております。(※12)</li> </ul> <p>(中略)</p>	<p>【NTT ブランドの優位性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「NTT グループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を 2010 年 NTT 再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要がある」としたイー・アクセス殿の意見に賛同します。</li> <li>・ 市場支配力を有する事業者を含むグループ企業がブランド優位性を有することは、その市場支配力を相乗的に高めることにも繋がりが</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・下記のアンケート調査結果(※13)では、「NTT」のブランド力が消費者の購買行動に与える大きな影響が具体的に示されています。これをみますと、通信市場において大きな支配力があるNTT 東西殿やNTTドコモ殿がもつ「NTT」ブランドをグループ各社が自由に社名やサービス名に付与することによって、消費者の購買意欲が潜在的に高まるというブランドを通じたレバレッジが存在することが分かり、公正競争上確保の観点からその実態を詳細に検証する必要があると考えます</p> <p>(中略)</p> <p>【必要な措置】</p> <p>・NTT グループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を、2010 年 NTT 再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要があると考えます。</p>	<p>ねないことから、そのブランド力の源泉や効果の範囲等について、十分な検証が求められるところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009 年 7 月 24 日公表)では、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性や NTT グループの一体性が見出されているほか、旧日本電信電話公社(以下、「電電公社」という。)時代からの歴史的成り立ちによるブランド力が競争環境に影響していることが示されています。</li> <li>・弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)で示したように、NTT 組織の見直し議論の本格化を目前に控えた現時点において、総務省殿は市場支配力を有する企業のブランド使用が競争環境に及ぼす影響を客観的に分析すると共に、事業会社や子会社毎に「NTT」以外のブランドを使用させるといったルールを早急に確立する必要があると考えます。</li> </ul>
イー・アクセス	<p>【イー・アクセス(P.9～11)】</p> <p>■NTT グループ内の役員異動の禁止</p> <p>【問題点】</p> <p>・NTT 東西殿の FTTH 市場シェアは昨年度と比較し 1.9%増加し 74.1%(※6)となり、当該市場における NTT 東西殿の市場支配力は増すばかりです。また、それに比例するかのよう ADSL 回線利用では NTT グループ系 ISP 事業者のシェアは 20%弱であったにも係らず、FTTH 回線利用では 33.3%と大きく拡大(別紙 3)</p>	<p>【NTT グループ内人事交流に係る実質的な一体経営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「NTT 殿の取組に任せるだけではなく、NTT グループ内の役員異動の禁止(もしくは一定期間の禁止)等の具体的な措置を早急に検討する必要がある」としたイー・アクセス殿の意見に賛同します。</li> <li>・加えて、弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)で示したように、公正競争環境の実現という NTT 再編等の趣旨に反したグループ内の人事交流を可能にしている持株会社体制による組織管理形態を見直すためにも、NTT 組織の見直し議論を早期に開始する必要があると考え</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>しています。これは通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTT グループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。このような中で、NTT グループ内の役員異動も自由に行われ、NTT グループの一体的な経営が行える環境によって、グループ間連携が更に強まるものと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>・これは「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正競争条件」「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針。」(※7)において、公正競争確保の観点からグループ各社を NTT 殿から独立させたその趣旨を形骸化させるものと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>・昨年度の本制度の検証においては、NTT グループ内の役員異動に関して退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出の義務付けなどの取組を自主的におこなっている(※8)とのが報告されています。しかしながら、このような情報のファイアーウォールの制約だけでは、上述の懸念を完全に払拭するには至らず不十分であると考えます。</p> <p>(中略)</p> <p><b>【必要な措置】</b></p> <p>NTT 殿の取組に任せるだけではなく、NTT グループ内の役員移</p>	<p>ます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>動の禁止(もしくは一定期間の禁止)等の具体的な措置を早急に検討する必要があると考えます。</p>	
KDDI	<p>【KDDI(P.7)】</p> <p>■NTT グループの法人営業の集約</p> <p>・NTT東・西は、両社がNTTコムに提供する顧客情報等は「NTTの承継に関する基本方針」等に基づいて他の電気通信事業者との間のもので同一としていると説明していますが、この説明に従えば「他の電気通信事業者との間のもので同一である」と報告さえすれば、全ての顧客情報が三社で共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に繋がりがありません。このため、NTT 東・西の顧客情報を NTT コムをはじめとする他のNTTグループ各社との間で不適切に情報共有しないように徹底させるべきです。また、違反事例に対しては、現行法制における罰則等の厳格な運用を徹底すべきです。</p>	<p>【NTT コミュニケーションズ殿との顧客情報の共有について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿が指摘しているとおり、NTT 東西殿は昨年度検証の再意見において、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿に提供する顧客情報は他事業者と同一としていると説明していますが、そのような報告だけでは、NTT コミュニケーションズ殿に提供している顧客情報が他事業者と同一のものであるかは立証されません。</li> <li>・ 総務省殿においては、NTT 東西殿からの報告を鵜呑みにせず、顧客情報の共有の実態について踏み込んだ検証を行い、NTT グループ各社との間で顧客情報を不適切に共有しないよう、徹底させるべきと考えます。</li> </ul>
-	-	<p>【法人営業における共同営業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共意見書(2009年7月31日)でも述べたとおり、下記に示すような共同営業は、NTT 東西殿と他事業者との間では生じ得ない行為であり、実質、排他的な営業行為と同一の効果を及ぼすものと考えられ、早急に是正措置を講じる必要があります。問題解決のためには、現行の法規制だけでは不十分であることから、このような共同営業行為を明確に禁止する等の追加的措置を講じるべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p data-bbox="1272 288 2022 363">&lt;NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の法人営業における共同営業事例&gt;</p> <ul data-bbox="1272 384 2022 1329" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1272 384 2022 512">・ 弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)では、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿との共同営業等の事例として挙げた 3 点について、以下にその具体的内容を示します。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1317 528 2022 751">① NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の営業における互いのサービスや営業担当者の紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1339 624 2022 751">- NTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が、同社VoIQサービスとNTT東西殿の加入電話を組み合わせて提案(営業担当者の紹介事例については③を参照)</li> </ul> </li> <li data-bbox="1317 767 2022 1038">② NTT コミュニケーションズ殿によるひかり電話の提案及び NTT グループ営業窓口の一括提案 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1339 863 2022 1038">- NTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が、NTT東西殿のBフレッツを足回りとしたひかり電話の提案に加え、NTT 東西殿を含めたNTTグループとしての営業窓口一括化を提案</li> </ul> </li> <li data-bbox="1317 1054 2022 1329">③ NTTコミュニケーションズ殿のデータ通信サービスの利用を条件に NTT 西日本殿のひかり電話を両社共同提案 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1339 1150 2022 1329">- 利用者が音声サービスの検討に加え、データ通信サービスの検討を行うこととなり、NTT西日本殿の営業担当者が NTTコミュニケーションズ殿の営業担当者を紹介した上で、ひかり電話サービスの提供条件として、NTTコミュニケーションズ殿の営業担当者が、同社VoIQサービスとNTT東西殿の加入電話を組み合わせて提案(営業担当者の紹介事例については③を参照)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>オンズ殿のデータ通信サービスの利用を条件として共同提案を実施</p> <p>＜NTT ドコモ殿等を含む NTT グループにおける法人営業における共同営業事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外に NTT 東西殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTT ドコモ」という。)殿による共同営業、さらには NTT コミュニケーションズ殿も加わった共同営業が法人顧客向けの営業において散見されている状況です。</li> <li>・ 具体的には、各社の営業担当者が同行して法人顧客に提案営業を行ったり、セット割引の提案を行う等の事例が見受けられます。顧客への提案の中には、各社の通話明細を相互に流用しなければ作成できない内容も含まれており、このような情報の流用を行うことが NTT グループ各社と接続事業者の間ではあり得ないことから、こうした事例は実質、排他的な共同営業が行われている証拠であると言えます。</li> </ul>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本 KDDI イー・アクセス</p>	<p>【NTT 東日本(P.16)】</p> <p>【活用業務認可制度】</p> <p>活用業務制度については、IP 化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていた NTT 東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p>	<p>【業務範囲規制の形骸化及び NTT 東西殿の IPv6 進出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状、業務範囲規制が形骸化し、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)や NTT 再編成の趣旨と齟齬をきたしていることは、弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)でも指摘したところです。</li> <li>・ この点に関して、活用業務認可制度に係る規制については、例え</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>こうした趣旨に照らせば、今後も東・西 NTT がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」についても適宜見直しを行う等、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用する必要があると考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.13)】  <b>【活用業務制度】</b>  ・当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP 化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。  ・これからも、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用して頂きたいと考えます。</p> <p>【KDDI(P.11)】  <b>■IPv6 接続に係る約款申請</b>  ・現在、NGN の IPv6 インターネット接続に係る接続約款変更認</p>	<p>ば、以下のような運用が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 申請された活用業務が、県間通信に係る業務と県内通信に係る業務とが一体不可分な業務である場合、NTT法第2条第5項に定める「おそれ」の有無を判断する際に、これらの業務全体での影響を検証すること</li> <li>- 認可済みの活用業務について実施状況報告に基づき、再審査及び再認可の手続きを行う等、見直しプロセスの充実化を図ること</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、NTT-NGNのIPv6インターネット接続サービスの提供におけるネイティブ接続の問題については、KDDI殿及びイー・アクセス殿からも意見がなされましたが、その後、本件に関する接続約款の変更が条件付きながら認可されました。</li> <li>・ この認可条件については確実な実行を担保すべきであり、具体的には、ネイティブ接続事業者の参入枠が上限3社であること等を勘案し、NTTグループ会社がネイティブ接続の申込を行った段階で、総務省殿は、不当な接続の条件を付す等のおそれが一切ないかどうかを仔細に検証し、その結果を公表すべきです。仮に一切のおそれがないことを証明できない場合は、「迅速かつ厳正な対応」として、当該事業者のネイティブ接続を認めないといった対応を行うことが最低限必要と考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>可申請が行われておりますが、NTT 東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、脱法的に NTT 東・西自身が ISP 事業を行うことと同義となり、NTT 法の趣旨に反するものであるため、絶対に認められるべきではありません。また、NTT 東・西の特定関係事業者である NTT コムや、NTT 持株会社傘下の事業者についても、一体的な営業等を禁じた NTT 再編成の趣旨に反し、公正競争を阻害するものとなるため、ネイティブ接続事業者として認められるべきではありません。</p> <p>【イー・アクセス(P.11～12)】</p> <p>■活用業務認可制度の形骸化</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008 年 2 月 NGN 活用業務認可においては、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸問題(以下、マルチプレフィックス問題)があったにも拘らず、その解決策の方向性すら示されないまま、認可が行われました。</li> <li>・その結果、このマルチプレフィックス問題については、NGN の IPv6 インターネット接続に係る NTT 東西殿～ISP 事業者間の協議は難航・長期化を招くことになりました。更には、当該接続に関する接続約款変更の認可手続きにおいても、公正競争上の問題が生じるなどの数多くの意見が提出されましたが、12 の要望事項を付与し認可が行われるという異例の運びとなりました。</li> </ul>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・元を辿れば、マルチプレフィックス問題のような大きな事項について解決策の方向性すら示されないまま認可されたこと自体が問題であったと考えます。また本来、活用業務は NTT 東西殿の地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないときに限って認められるべきものであると認識していますが、今回の接続約款の認可においても、公正競争上の問題を指摘する数多くの意見が指摘されています。</p> <p>(中略)</p> <p><b>【必要な措置】</b></p> <p>今回の NGN 活用業務認可を教訓として、あらためて活用業務認可制度の本来の趣旨及び手続プロセスを検証・見直しする必要があると考えます。</p>	
<p>株式会社ケイ・オプティコム(以下、「ケイ・オプティコム」という。)</p>	<p><b>【ケイ・オプティコム(P.2)】</b></p> <p>2. 「光ぐっと割引」について</p> <p>地域限定キャンペーンとして 4 年以上継続して実施されており、既に恒常的な割引メニューとなっている NTT 西日本の「光ぐっと割引(※)」について、以下の事項を検証することが必要と考えます。</p> <p>① FTTH 市場環境の変化や FTTH の普及状況等を踏まえ、地域毎に提供料金を変えることの合理的な理由が今だ存在するのかについて、利用の公平の観点から改めて検証すること</p>	<p><b>【内部相互補助の検証】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケイ・オプティコム殿が指摘する恒常的な割引料金設定の問題に加え、競争事業者が従来から指摘している多額の販売奨励金が拠出されている問題等、NTT 東西殿における FTTH サービスの積極的な販売促進の背景には、固定電話を中心とした独占市場からの不当な内部相互補助が存在するのではないかという疑いが拭いきれません。</li> <li>・ これまで、指定電気通信役務損益明細表における役務区分の見直し等の措置が講じられてきましたが、NTT 東西殿による不当な内部相互補助の有無について確証を得るに十分なルール整備には至っ</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>が必要と考えます。</p> <p>② 活用業務制度を利用して提供されている NTT 西日本のフレッツ光やひかり電話の利用者料金について、「光ぐっと割引」が適用されることによって、適正コストを下回る競争阻害的な料金設定になっていないか検証することが必要と考えます。</p> <p>※フレッツ光の月額利用料が最初の1年間:3,150 円(税込)となる割引。大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・静岡県・広島県・福岡県を対象に地域限定で、平成 17 年から実施。</p>	<p>ていないのが現状です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独占的なアクセス網に起因するボトルネック性を有し、ユニバーサルサービス基金からの交付金により補填を受けている NTT 東西殿において、不当な内部相互補助は許されるべきではなく、これを防止するための厳格なルール整備が必要と考えます。</li> <li>・ 従って、総務省殿においては、弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)で指摘した FTTH サービスに係る費用の詳細化を行うことは勿論のこと、独占市場において利益が生じ、競争市場において損失が発生している状態が何年程度継続すれば内部相互補助の蓋然性が高いと言えるのか等、不当な内部相互補助の有無を判断するための明確な運用指針を確立すべきと考えます。</li> </ul>
<p>KDDI イー・アクセス</p>	<p>【KDDI(P.9～10)】</p> <p>■NTT 東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>・2008 年度の検証結果に基づき、総務省から「貴社による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」等を要請したことを受け、NTT 東日本は、広告表示審査室における事前審査やお客様にわかりやすい広告表記の充実等をおこなった等の報告を行いました。しかし、「フレッツテレビ」の表記が目立っている状況に変わりがなく、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすいとは言えません。</p>	<p>【フレッツ・テレビサービスの提供及び営業形態の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレッツ・テレビの広告表記について、放送サービスの提供主体を大半の消費者が誤認している現状を是正するため、具体的措置を講ずるべきとする、KDDI 殿の意見に賛同します。</li> <li>・ また、弊社共意見書(2009 年 7 月 31 日)でも述べたとおり、本件はサービス提供主体の誤認混同の問題だけでなく、当該サービスが NTT 東西殿による「通信サービスと放送サービスのバンドル商品」と誤認され、結果として、NTT 東西殿の通信市場での市場支配力が放送サービス市場に及ぼされてしまうといった問題も内包しています。従って、サービス名称の利用の在り方に踏み込んだ検討をすべきとするイー・アクセス殿の意見も踏まえ、以下の措置を講じるべきと考えま</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・本年 7 月 23 日付の「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株)シード・プランニング)の結果によると、「フレッツ・テレビ」の放送サービスの提供会社がオプティキャストであると正確に認識している消費者は約 0.2%のみで、全体の約 65%の人が提供会社を NTT グループ(NTT 東・西のみは約 31%)であると誤認しています。これは、昨年 9 月 17 日付同調査における約 1.1%(オプティキャストと認識)、約 46%(NTT グループと誤認)と比較しても、改善するどころかむしろ状況は悪化していると考えられます。</p> <p>・また、利用者への説明責任の観点から、放送サービスの提供主体であるオプティキャストとの契約が別途必要なことを十分理解できるようにすべきであることも踏まえ、大半の消費者が誤認しているという現状を是正するための具体的な措置を検討すべきと考えます。</p> <p>・2008 年 8 月の「電気通信サービス利用者懇談会」において、NTT 東日本は「外部の方の目線やモニタリング等の導入についても、実施する方向で検討したい」とコメントされましたが、2008 年度に新たに設置された広告表示審査室において、具体的にどのような構成員により、どのような議論がなされているのかを含め、広告表示の改善に向けた詳細な検討内容を明らかにすべきです。その上で、消費者が放送サービスの提供主体がオプティキャストであることを認識できていることを継続的に調査・確</p>	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「フレッツ・テレビ」の名称自体の使用禁止</li> <li>- パンフレット等において、「フレッツ・テレビ伝送サービス」と「スカイパーフェク TV! 光サービス」といった異なるサービスをセットサービスとして見せる記載方法の禁止(月額利用料 682.5 円という記載方法禁止等)</li> </ul> <p>・加えて、NTT 東日本殿が設置した広告表示審査室については、客観的な審査を実現するためにも、第三者機関による審査体制の構築等が必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>認し、実効性を担保して頂きたいと考えます。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT 東日本は、少なくとも公正取引委員会の排除命令を受けた以降は、すべての広告物を対象に広告表示の適正化を図るべく真摯に対応された筈ですが、実際には対応が不十分であったため、フレッツ・テレビの広告表示に対して行政指導が出ております。</li> <li>・以上のような経緯があるにもかかわらず、2009年2月の行政指導に対しNTT 東日本が講じた措置は、「支店および県域等子会社へ『フレッツ・テレビ』の広告表記に関し事前審査の徹底等について再度社員周知・徹底」だけであり、その実効性は疑わしいものであると言わざるを得ないと考えます。</li> </ul> <p>【イー・アクセス(P.14～15)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、NTT 東西殿及び株式会社オプティキャスト殿(以下、オプティキャスト)が提供するフレッツ・テレビについて、昨年度の競争セーフガード検証にて、放送サービス提供会社があたかもNTT 東日本殿であるような広告に関し、提供会社は他社であることについて、NTT 東日本殿に対し、改めてその周知・徹底し、総務省殿への報告する旨の指導がなされました。</li> </ul> <p>しかしながら、現在においてもNTT 東西殿におけるフレッツ・テレビの広告において放送サービスの提供会社のオプティキャス</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>トの表示は注釈程度となっており、依然として消費者にとって、提供主体が分かりづらい表示となっております。</p> <p>現に、上記のアンケート調査結果(※13)においても、昨年度の同様の調査結果に引き続き「フレッツ・テレビ」の提供主体をオプティキャストと認知している消費者は 0.2%と非常に低く、約30%の消費者が提供主体を NTT 東西殿と誤認している結果となっています。以上を踏まえると、この問題はNTT 東西殿による広告表示の在り方だけでは根本的には解決されず、サービス名称の利用の在り方まで踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。</p> <p><b>【必要な措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT グループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を、2010 年 NTT 再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要があると考えます。</li> </ul>	
KDDI	<p><b>【KDDI(P.11～13)】</b></p> <p>■(財)日本電信電話ユーザ協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信利用についての相談及び指導を行うこと等により「電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的」とした、公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTT グループの OB が本部の役員に就任し、現役の NTT 東・西、NTT ドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員と</li> </ul>	<p><b>【(財)日本電信電話ユーザ協会殿等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿が指摘しているとおり、財団法人日本電信電話ユーザ協会殿等において、NTTグループ各社のサービスに関する情報提供や割引サービスの提供等が行われています。</li> <li>・ これらの活動内容については、当該協会等を通じた NTT グループの実質的な共同営業の推進や、各社間における不当な内部相互補助の存在が懸念されるほか、事業法第 29 条第 1 項に規定する差別的取扱いに該当する可能性があります。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>なっており、実質的に NTT グループ傘下にあると言えます。全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT 東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者（日本電信電話ユーザ協会、NTT 東・西の支店、県域等子会社）が一体となって、会員に対して NTT グループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的に NTT グループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。</p> <p>・更に、同協会は、上述のような公益法人としての目的を持っているにもかかわらず、同協会の事務局が、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、NTT グループ各社社員が講師を務めブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTT グループ各社の商品・サービスのみの紹介等を行っているケース、会員特典として NTT グループ各社の商品・サービスに係る割引サービスを取り次いでいるケース、また、公社時代から継承する顧客基盤を元に作成された電話帳に掲載される広告の割引を行っているケース等が見受けられ、NTT グループのみの営業活動を行うことを目的とした組織となっていることが懸念されます。</p> <p>・このように、全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が NTT グループ各社の営業拠点となることで、県域等子会社をはじめとする NTT グループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われていることが懸念されます。これらの活動内容は、NTT グループ各社が同協会を通じて、電気通信事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省殿は、昨年度の検証結果において、当該協会等に対し「適切な指導監督に努めていく」としていますが、このような特定団体の会員向け割引サービスの原資がどのように補填されているのか等も含め、早急に検証を行い、その結果を公表すべきと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>業法第29条第1項の「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害している」等に該当する可能性があると考えられるため、より踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>■(財)日本公衆電話会(PCOM)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆電話の利用者の便益増進を図ること、国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与することなどを目的に、公益法人として認可された財団法人(日本公衆電話会)が、昨年度に引き続き、実質的に特定事業者(NTT 東・西)の競争サービス(フレッツ光等)の営業活動を行っている事例が見受けられます。</li> <li>・また、同会の平成21年度事業計画において、「公益財団法人にふさわしい事業活動の追求」が基本方針として掲げられていますが、上述のように、同会において実質的に特定事業者の営業活動が行われていることが懸念されます。2008年度の検証結果において、総務省より、「(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導監督に努めていく」との考え方が示されていますが、指導状況を公表し、適切な指導監督を引き続き</li> </ul>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>行って頂くよう改めて要望いたします。</p> <p>・更に、ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることも懸念されるため、より踏み込んだ検証を行い、実態を把握することが必要であると考えます。</p>	
イー・アクセス	<p>【イー・アクセス(P.12～13)】</p> <p>■上位レイヤへの市場支配力の行使及び NTT グループ間連携</p> <p>【問題点】</p> <p>・当初の加入者数予測を下方修正したとはいえ、NTT 東西殿の FTTH 市場シェアは昨年度と比較し 1.9%増加し 74.1%(※10)となり、当該市場における NTT 東西殿の市場支配力は増すばかりです。それに比例するかのように ADSL 回線利用では NTT グループ系 ISP 事業者のシェアは 20%弱であったにも係らず、FTTH 回線利用では 33.3%と大きく逆転(別紙 3)しています。これは通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTT グループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。</p> <p>(中略)</p> <p>【必要な措置】</p> <p>電気通信事業法第 30 条 3 項 2 号(※11)においてボトルネック設備を有する指定電気通信事業者がレイヤを跨ぎその市場支配力を不当に行使することは禁止されています。NTT 東西殿が</p>	<p>【市場支配力のレバレッジとグループドミナンスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イー・アクセス殿が指摘しているとおり、FTTH回線を利用してインターネット接続する場合のISP市場においては、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェア拡大とともに、NTTグループ系ISP事業者のシェアが拡大しています。</li> <li>・ 弊社共意見書(2009年7月31日)でも述べたとおり、一部の家電量販店においてBフレッツ販売時にOCNのみを取り扱うといった排他的なセット販売等が継続的に行われている事実からも、NTTグループ系ISP事業者のシェア拡大は、NTTグループ間の連携強化を通じたグループドミナンスの発揮に起因するものと想定されます。</li> <li>・ このように、市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせたセット販売等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかであることから、総務省殿においては、代理店による排他的なセット販売を禁止すべく、以下の措置を講じるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 代理店におけるセット販売についてNTTグループの関与の有無を明らかにするための実態調査の実施</li> </ul> </li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>FTTH への移行への際に、そのグループの連携を活用し、ISP 市場等上位レイヤへの市場支配力が強まることのないよう、適時検討対象として注視する必要があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT東西殿に対し、自社に課されている規制の主旨を代理店に周知・理解させると共に、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルール整備</li> </ul>
KDDI	<p>【KDDI(P.7～8)】</p> <p>・なお、NTTグループは、持株会社が平成21年3月期決算短信において、「NTT シングルサインオン(仮称)」や「NTT ペイメント(仮称)」といったグループによる上位レイヤサービス構想を発表するなど、NTTグループが全てを提供する形態を志向しており、今後、決済・認証等のプラットフォームビジネスを通じたグループ連携は一層強化される可能性があります。その際に、NTT東・西を軸としたグループ連携により、NTT東・西の加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され公正競争が阻害されることが懸念されます。このため、NTT東・西の加入電話の顧客情報に関してグループ会社とのファイアウォールを徹底し、問題を生じないように注視していくことが必要です。</p>	<p>【上位レイヤへの市場支配力の行使及びNTTグループ間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDDI 殿の指摘のとおり、今後、NTT グループの上位レイヤへのビジネス拡大を通じた連携強化により、NTT 東西殿やNTTドコモ殿といったボトルネック性やドミナンス性を有する事業者が、他のレイヤに対し不当にその市場支配力を行使し、公正競争が阻害されることが懸念されます。</li> <li>・ 従って、弊社共意見書(2009年7月31日)にて要望したとおり、総務省殿においては、厳格なレイヤ間の規律を課すため、指定電気通信設備を設置する事業者によるレイヤを跨いだ垂直的な兼営や、当該事業者によるグループ関連会社等を介した排他的連携、不当な顧客の囲い込み等を厳格に禁止するための措置を講じるべきです。</li> <li>・ 仮に、NTT 東西殿の上位レイヤ進出や、関連会社等を通じたNTT 東西殿と NTT ドコモ殿の連携を認めるのであれば、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力の影響を完全に解消する措置が事前に講じられる必要があります。特に、NTT 東西殿のアクセス網の分離については、本視点においても必須条件になるものと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>【NTT 東日本(P.17)】</p> <p>【自社・グループ内通話無料サービスについて】</p> <p>固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料とするサービスを拡充しており、その無料サービスの赤字を他事業業者に適用する接続料によって補填している懸念があります。実際に、ソフトバンクモバイル社は、平成20年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されています。したがって、今年度の検証にあたっては、固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者の取引条件が、自社やグループ内と他事業者との間で公平となっているか否か検証していただきたいと考えます。</p> <p>【NTT 西日本(P.14)】</p> <p>【固定電話と携帯電話の無料通話について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、固定電話市場においては、自社又は自社グループの携帯電話との無料通話を梃子に固定電話ユーザの獲得を目指し、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料と</li> </ul>	<p>【自社・グループ内通話無料サービスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿の当該意見については、そもそも本制度の検証対象外であり、いたずらに議論を拡散させるものであるため、総務省殿においては検証対象外である当該意見を取り扱うべきではなく、寧ろ、このような意見提出を繰り返させないためにも、総務省殿において当該意見が制度の対象外であることを明確に示すべきと考えます。</li> <li>・ また、弊社共における移動体接続料の水準については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」において議論がされており、NTT 東西殿の指摘する点については、情報通信審議会の電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同公開ヒアリング(第2回)(2009年3月16日)での弊社共プレゼンテーションにおいて述べたとおり、自社も含む全事業者を公平に取り扱っており、何ら問題はないものと考えます。</li> </ul>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>するサービスが登場していますが、ある携帯電話事業者殿の公式ホームページにおいて、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる。」と記載されている等、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料で補填されている懸念があることから、当該携帯電話事業者殿グループ内等における接続料の取引実態等を検証して頂きたいと考えます。</p>	
NTT 西日本	<p>【NTT 西日本(P.1)】</p> <p>【総論】</p> <p>従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度検証における弊社共再意見書(2008年9月29日)でも述べたところですが、NTT 東西殿は、電電公社時代から独占的に線路敷設基盤を有しており、また、一定のルールは設けられているものの、これらの基盤の利用において依然として競争事業者と比べて手続面・費用面で有利な状況にあります。</li> <li>・ 従って、NTT 東西殿は設備構築において競争事業者と比べて圧倒的に優位な状況にあることは明らかであり、このような状況において、設備競争が「本来行われるべき」競争であるといった主張は全く受け入れられません。そもそも、競争事業者が市場に参入するにあたり、新たに設備を構築するか、他社の設備を借りるかという判断は、事業者が経済合理性等に基づいて選択すべきものです。</li> <li>・ なお、NTT 西日本殿は、「他人が努力して造った設備を借りた方が有利」と主張していますが、接続事業者は接続料という形で適正報酬を含む対価を支払っており、当該主張は適切でないと考えます。</li> </ul>

以上